

第七十三回帝國議會 議院 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) 委員會議錄(速記)第十一回

付託議案
有價證券引受業法案(政府提出、貴族院送付)
(原玉重君外十三名提出)
重要物產同業組合法中改正法律案

(三八四)

昭和十三年三月二十四日(火曜日)午後一時
三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 寺島 権藏君

理事高橋 義次君 理事本田彌市郎君

理事大内竹之助君理事川崎巳之太郎君
理事北 勝太郎君

片岡 恒一君 渡邊玉三郎君

鈴木 英雄君 世耕 弘一君

星島 二郎君 板野 友造君

伊東 岩男君 江羅直三郎君

岡崎 憲君 松永 義雄君

松尾 四郎君

同日委員眞鍋儀十君辭任ニ付其ノ補闕トシ

テ松尾四郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 入間野武雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

有價證券引受業法案(政府提出、貴族院送付)

○寺島委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス——松尾君

○松尾委員 私ハ有價證券引受業法ニ付テ御尋ヲ致シタインデスガ、此提案ノ理由ハ、新シク今度有價證券ノ引受ヲ爲ス者ニ對シテ監督ノ制度ヲ設ケル必要上、此制度ヲ設ケントスルモノデアルト云フ意味ニアルヤウデアリマスガ、何故ニ其監督ノ制度ヲ新シク設ケナケレバナラヌノデアリマスカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイノデアリマス

○入間野政府委員 昨年ハ御承知ノヤウナ事情デ起債界ガ振ヒマセヌデシタケレドモ、近時地方債、社債ノ發行ガ多ク、昭和十年ニハ其發行額ガ十七億四千餘万圓ニナリ、十一年ニハ其發行額ガ二十二億七千餘万圓ノ多キニ達シテ居リマス、其中直接發行セラレマスモノハ、銀行債ノ一部位ノモノデアリマシテ、起債額全部ノ約一割内外ニ過ギマセヌ、其外ハ總テ引受機關ニ依ッテ取扱ハレテ居ルノデアリマス、而シテ引受機關ト致シマシテハ銀行ヲ第一ト致シマシテ、有價證券引受業者ガ之ニ次ギ、實ニ起債總額ノ約四分ノ一ヲ取扱シテ居リマスル

ヤウナ實情デゴザイマス、殊ニ今日ノ如ク生産力擴充ノ必要ノ大ナル時ニ於キマシテノ監督ヲ爲シ、其業務ノ堅實ナル發達ヲ圖リマス、併ナガラ有價證券引受業者ハ、從ハ、起債界ヲ振興スルコトガ最モ肝要ナコトハ申ス迄モゴザイマセヌ、即チ生産力擴充ニ要スル設備資金ハ長期資金デアルコトヲ必要トシ、長期資金ノ調達ハ社債ニ依リマスルコトガ常道デアリマス、而シテ我國起債界ニ於ケル有價證券引受業者ノ地位ハ、只今申上ゲタ通リデアリマシテ、金融政策ノ上カラ見マシテモ、又生産力擴充ニ要スル資金調達ノ上カラ考ヘマシテモ、極メテ重要ナモノガアルノデアリマス、併ナガラ是等有價證券引受業者ニ對シマシテ、今日マデ是ガ實體的監督ニ關スル法規ガ何モアリマセヌガ爲ニ、一方業者ト致シマシテモ、世間ニ於テ其營業ノ内容トカ、其成績ナドニ對シマシテ理解ガナク、隨テ其社會的信用モ低ク、營業上不便ノ點ガアリ、又他方一般金融機關監督ノ立場ニアリマスル大藏省ト致シマシテモ、法制上監督ノ途ガナイ爲ニ、起債市場調整ナドニ不便ノ點ガ多有價證券引受業者ニ付キマシテ、果シテドウ云規ガアリマセヌ爲ニ、政府ニ於テ何等監督ヲ致シテ居リマセヌ、隨テ其事業ノ成績及び信用ノ角度ニ付キマシテ、果シテドウ云カツタノデアリマス、ソコデ今回有價證券引受業法ヲ制定致シマシテ、銀行、信託會社募集ノ委託ヲ受ケルヤウナ資金トカ、信用等ヲ必要トスル仕事ハヤラセラレナイト云フコトニカツタ結果デアラウト思フノデアナドト同ジヤウニ、業務全般ニ瓦ル實體的リマス、併ナガラ有價證券引受業者ハ、從リマス、併ナガラ有價證券引受業者ハ、從

來社債募集ノ委託ヲ受ケテ居リマシテ、即チ社債ノ引受及ビ募集ノ取扱ヲ致シテ居ッタノデアリマスルガ、新商法ガ今回議會ノ協贊ヲ經マシテ、其施行期日デアル明年四月一日カラ此仕事が出來ナクナルト云フコトニナリマシテハ、有價證券引受業者ニ取りマシテ淘ニ氣ノ毒ノ毒ガ致スノデアリマス、ソコデ政府ニ於キマシテ是等有價證券引受業者ニ對シ、銀行、信託會社ナドト同様之ヲ免許營業トシ、實體的監督ヲスルコトニ致シマスレバ、敢テ從來ノ仕事ヲ奪フ必要モアリマセヌノデ、第五條ノ規定ヲ置キマシテ、商法施行法ニ對スル例外規定ヲ設ケタノデゴザイマス、即チ有價證券引受業者ハ此法律ニ依リマシテ、從來通リ社債募集ノ委託ヲ受ケ得ルト云フコトニ致シタ次第デアリマス、是モ今回此法律制定ノ附加ヘテ申上ゲル一つノ理由デアリマス

○松尾委員 サウ致シマスト、一面業者ヲ監督統制スル必要モアルノデスガ、商法ニ證券ノ引受業ト云フモノハ特ニ商法上認メラレテ居ラヌ、社債ノ引受ハ銀行信託ニ限ル、ソコデソコニモ特典ヲ與ヘル爲ニ此特別ノ法律ヲ拵ヘル、斯ウ云フ趣旨デゴザイマスカ

○入間野政府委員 前段ノ點ハ、社債界ニ鑑ミマシテ、業者ノ爲ニモ、又社債界ノ振興ヲ圖リマス上カラシマシテモ、實體的監督ヲ致シマスル方ガ宜カラウト考ヘマシタノデ、御説ノ通リデアリマス、後段ノ點ハ、商法施行法ニ於キマシテ、ソレガ施行セラレマスルト、從來營ンデ居リマシタ仕事ヲ有價證券引受業者ガ營メナクナリマス、ソコデ政府デデモ監督シマスレバ差支ナイト云フヤウナ譯合デアリマスノデ、特ニ此法律デ其點ヲ明ニシテ、商法施行法ノ實際ニ施行セラレル前カラ、實體的監督ヲ政府ガシテ行カウ、斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○松尾委員 能ク分リマシタ、ソコデ此條文ニ付テ少シ御尋致シタイノデスガ、其前ニ、本案ハ貴族院ヲ通過シテコチラニ送付サレテ居リマスガ、貴族院デハ之ニ對シテ何カ資料ヲ御提出ニナツタヤウナコトガアリマスレバ、コチラニモ御提出ヲシテ戴キタイ、ト言フノハ、現ニ第一條ニ勅令ヲ以テ定ムト云フ文字ガアリマスガ、其勅令ノ如キモノガ出來テ居ルナラバ、茲ニ御提出ヲ願ヒタイト思ヒマス

○入間野政府委員 前段ノ點ハ考ヘラレナイノデス、ト言ヒマスノハ、二百万圓ノ會社デスト四分ノ一拂込トシテ五十萬圓デスガ、大抵此位ノモノナラバ個人ノモノト變ラヌ、個人ガ五十萬圓ヲ色々ノ人ノ名ニシテ、株式ヲ拵ヘテ、營業ノ會社ダケヲ拵ヘルト云フヤウナアルカト云フコトガ問題ニ相成ルカト思ヒマスガ、私共ノ考ヘテ居リマスルノハ、公債、社債、產業債券、商工債券及ビ過般兩院ノ御協賛ヲ經マシタ庶民金庫及ビ恩給金庫ノ發行致シマスル庶民債券、恩給債券、其他滿洲國ノ國債ト申シマセウカ、外國ノ公債、社債、其他之ニ類スルモノヲ考慮致シテ居リマス、有價證券ノ中ニ於キマシテモ、株式ニ付キマシテハ之ヲ除外スル見込

○松尾委員 能ク分リマシタ、ソコデ此條文ニ付テ少シ御尋致シタイノデスガ、其前ニ、本案ハ貴族院ヲ通過シテコチラニ送付サレテ居リマスガ、二百萬圓以上ノ株式會社ニゴザイマスガ、アラザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズトアリマス、株式會社ニスルコトハ勿論計算ガ明瞭デアリマシテ、總テノ帳簿等ニ付テハ商法ノ規定セラル、所ニ依ルノデアリマスカラ、ハッキリスルヤウナ關係モアルダラウト思ヒマスガ、信用ノ點カラ見マシテ、必シモ

○入間野政府委員 貴族院ニ於キマシテハルニ最モ適スル形態デアルカラデアリマス、然ラバ二百万圓ト云フ風ニ限定シタノハド

ウ云フ譯デアルカト申シマスト、先程申上
ゲマシタヤウニ、有價證券引受業者ノ起債
界ニ於ケル地位ト云フモノハ、相當重要ナ
モノガアルノデアリマス、而モ其仕事ノ關
係上、一時ニ相當多クノ引受ヲ致シマスル
必要ノアルコトモアリマスルノデ、其資本
金モ多イ方ガ宜イト存ジマシテ、東京、大
阪ニ本店又ハ支店ヲ持ツテ居ル銀行ノ標準
資本額ノ二百万圓ト同額ニ致シタノデア
リマス、尙ホ有價證券引受業ヲ營ンデ居リ
マス銀行ノ數ガ只今四十四、信託會社ガ十
三、其他東洋拓殖會社合計五十八アリマス
ガ、其内資本金ガ二百万圓ニ滿チマセヌモ
ノガ、銀行ニ於キマシテ唯一行アルダケデ
アリマス、是等ノ點カラ見マシテ、資本金
ヲ二百万圓ト致シマスルコトガ丁度良イ所
デハナカラウカト考ヘテ致シタノデアリマ
ス、然ラバ現在有價證券引受業ヲ營ンデ居
リマスル會社ガ、他ノ仕事ヲシテ居ルニ拘
ラズ、二百万圓デ宜イノカドウカト云フ御
尋ト拜承致シマス、其點ニ付キマシテハ、
有價證券引受業ノ免許ヲ致シマスルト同時
ニ、有價證券引受業ニ附隨スル業務、有價
證券ノ賣買及び媒介ニ關スル業務ハ、政府
ノ認可ヲ受ケナイデモ出來ルコトニ相成シ
テ居リマス、其他只今營ンデ居リマスル業

務ノ中ニ付キマシテ、他業兼營ハ、其兼營
ヲ認メ得ルモノモ相當アルラウト考ヘマ
ス、デアリマスカラ、有價證券引受業ヲ本
體トシテ他ノ仕事ヲ營ミマシテモ、只今申
上ゲタ二百万圓ナラ二百万圓ノ資本ガアレ
バ、ソレデ足ルコト致シタイト考ヘテ居
リマス

○松尾委員 サウシマスト、本案ハ大體現
ニ有價證券引受業ヲヤッテ居ル其業者ヲ活
カシテ、今度ノ新商法ノ爲ニソレ等ノ業務
ガ奪ハレナイヤウニ、ソレ等ノ業者ヲ活カ
シテヤルト云フコトヲ立前ニシテ居リマス
カ、大體決マレバアトハ能ク分リマスカラ、
其點ヲ一つ伺ヒタイト思ヒマス

○入間野政府委員 第五條ノ規定ハ、商法
施行法ノ第五十六條ノ規定ニ拘ラズト書キ
マス方ガ寧ロ分リ易イカト思ヒマス、法律
ハ或ハ時ニ改正サレルヤウナコトモアリマ
スルノデ、其條文ヲ引用シマスルコトハ如
何カト存ジマシテ、證券引受會社ハ他ノ法
律ノ制限ニ拘ラズト云フ文字ヲ使ツタ次第
デアリマス

○入間野政府委員 第十三條ノ規定ハ、銀
行法第二十一條ノ規定ト同様ナノデアリマ
シテ、金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ト
致シマシテハ必要ナ條文デアリマス、而シ
テは實行ニ當リマシテハ、御示シノ如ク
餘程注意スル必要ガアラウト考ヘテ居リマ
ス、只今大藏省ニ於キマシテハ、幸ニ銀行
検査官ガ居リマスノデ、是等ノ人々ニ依ツテ
検査ヲヤッテ行キタイ、銀行、信託會社、無
盡會社、市街地信用組合ト同ジヤウニ、銀
行検査官ヲ以テ検査ヲセシメタイ、斯ウ考

シムルヤウニシテ貴ハナケレバ、民間ノ事

業ト云フモノハ、ヤハリソレドリ相当ナ機
密ガアルノデゴザイマス、機密ト云ツテモ惡

イコトヲスルヤウナ祕密デモ何デモアリマ
セヌガ、ヤハリ商賣ノコトデアリマスカラ、

色々ノ駆引モアルノデアリマス、ソレヲ何時ト
ナク帳簿ヲ調ベラレルト云フコトデハ、或ル
意味ニ於テ國民ハ非常ニ迷惑ヲ致スノデゴザ
イマス、又甚シキハ検査官吏ガ何カ他ノ意
思ヲ加ヘテ、斯ウ云フコトヲヤルヤウナ場
合ニハ、非常ニ弊害ガ起ルト考ヘルノデア
リマス、銀行検査官ノヤウニ、十分ナル責
任ノアル官吏ニ於テナサル御考ガアリマス
カ、ドウ云フ官吏ヲ御命ジニナリマスカ、
伺ツテ置キタイト思ヒマス

○入間野政府委員 第十三條ノ規定ハ、銀
行法第二十一條ノ規定ト同様ナノデアリマ
シテ、金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ト
致シマシテハ必要ナ條文デアリマス、而シ
テは實行ニ當リマシテハ、御示シノ如ク
餘程注意スル必要ガアラウト考ヘテ居リマ
ス、只今大藏省ニ於キマシテハ、幸ニ銀行
検査官ガ居リマスノデ、是等ノ人々ニ依ツテ
検査ヲヤッテ行キタイ、銀行、信託會社、無
盡會社、市街地信用組合ト同ジヤウニ、銀
行検査官ヲ以テ検査ヲセシメタイ、斯ウ考

寧ロ從タル目的ト御諒承願ヒタイト思ヒマ
ス

○松尾委員 ソレカラ此第五條ノ意味ガ私
ニハ少シ分リ惡イノデスガ「證券引受會社ハ
他ノ法律ノ制限ニ拘ラズ社債募集ノ委託ヲ
受ケ又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナ
キニ至リタル場合ノ事務承繼者ト爲ルコト
ヲ得」斯ウ云フ他ノ法律ノ制限ニ拘ラズト
云フコトハ、新シイ商法制定ノ意味ノコト
デスカ

○入間野政府委員 第五條ノ規定ハ、商法
施行法ノ第五十六條ノ規定ニ拘ラズト書キ
マス方ガ寧ロ分リ易イカト思ヒマス、法律
ハ或ハ時ニ改正サレルヤウナコトモアリマ
スルノデ、其條文ヲ引用シマスルコトハ如
何カト存ジマシテ、證券引受會社ハ他ノ法
律ノ制限ニ拘ラズト云フ文字ヲ使ツタ次第
デアリマス

○入間野政府委員 第十三條ノ規定ハ、銀
行法第二十一條ノ規定ト同様ナノデアリマ
シテ、金融機關ノ實體監督ニ關スル法規ト
致シマシテハ必要ナ條文デアリマス、而シ
テは實行ニ當リマシテハ、御示シノ如ク
餘程注意スル必要ガアラウト考ヘテ居リマ
ス、只今大藏省ニ於キマシテハ、幸ニ銀行
検査官ガ居リマスノデ、是等ノ人々ニ依ツテ
検査ヲヤッテ行キタイ、銀行、信託會社、無
盡會社、市街地信用組合ト同ジヤウニ、銀
行検査官ヲ以テ検査ヲセシメタイ、斯ウ考

ヘテ居リマス

○松尾委員 其次ニ第十五條ニ於キマシテ、若シ證券引受會社ガ法令ニ違反シ、又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタル時、其取締役、監査役ノ改任ヲ命ズル、斯ウ云フコトニナツ

テ居ルノデスガ、是ハ斯ウ云フ會社ノ取締役ヲ變ヘテモ、實體ニ於テ必シモ茲ニ改マッタ業務ガ行ハレルト云フコトニハナラヌト

思フノデス、ソレハ斯ウ云フニ二百万圓程度ノ會社ノ實際ノ資本ヲ出しシテ居ル中心ト云

フモノハ、殊ニ有價證券引受業者ノヤウナ

モノハ、一人ノ資本金デ株主ヲ持ヘテ、サウシテ株式會社ニ形式的ニ持ヘタト云フノガ

相當アルノデゴザイマス、サウスルト、其中ノ取締役、監査役ヲ取替ヘテモ、又ヤハリ

同ジ系統ノモノガ出テ來ル、デスカラ、若シ商法ニ違反スルナラバ、ヤハリソレハ相

當ナル商法ノ違反ニ對スル責任ガアツテ、其處罰ヲ受ケナケレバナラヌ、或ハ虛偽ノ文書ガアレバ、是ハ刑法上ノ罪ガアル、デスカラドウモ此十五條ノヤウナモノハ、私ハ必要ガナイ條文デハナイカト考ヘル、公益ヲ害スベキ行爲ト云フモノガアレバ、是ハ勿論御命令ニナツテ、御命令ニ反スル場合ハ、又別ナ罰則ガアルノデアリマスガ、取締役、監査役ヲ改任スルト云フコトガ此第十五條

ノ趣旨デアリマスカラ、特ニ斯ウ云フ必要

ハ私ハ此法案ニ限リ、餘リナインデハナイカト考ヘルノデアリマス

○入間野政府委員 第十五條ノ規定ハ、是ニ常ニアル用例デアリマシテ、銀行法第二

五條等ト同ジ規定デアリマス、取締役及ビ

監査役ノ改任ヲ命ジテモ、又同ジャウナ種

類ノ人ガ出テ來レバ、決シテ其目的ヲ達シ

ナイノデハナイカト云フ御議論ハ御尤ダラ

ウト思ヒマス、斯ノ如キ場合ニハ、主務大臣ガ其目的ヲ達シ得ルヤウニ努メナケレバ

ナイト思ヒマス、併シ此條文ハ銀行法、信託業法、無盡業法等ニモアリマスケレドモ、

餘リ用ヒラレルコトノナイ條文デアルコトヲ御諒承願ヒタイト思ヒマス

○松尾委員 是ハ餘リ實際ニ用ヒルコトガ

スル點カラモ、非常ニ必要ナコトデモアリ、

又今後公債、社債等ノ起債市場ヲ監督スル

トスル趣旨カラ、必要適切ナル法案ト存ジ

マスノデ、此法案ニ賛成ヲ致シマス

ス、單ナル金融機關デアリマセヌシ、又實

體ノ資本ノ出テ居ルノハ、一つノ所カラ出

テ居ツテ、株主ヲ持ヘ形式的ナ會社ニシテア

ルノデスカラ、是ハ餘程意味ガ違フト思ヒ

マスノデ、特ニ其點ヲ申上ゲテ見タノデア

リマス

○入間野政府委員 第二十條ニ「銀行、信託會社又ハ特

別ノ法律ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ」

ノヲ指スノデアリマスカ

○入間野政府委員 第二十條ノ「特別ノ法

律ニ依リ設立セラレタル法人」ト申シマス

ノルハ、只今ノ所東洋拓殖株式會社ヲ考ヘ

テ居リマス

○松尾委員 私ハ是デ質問ヲ打切りマス

○寺島委員長 外ニ發言ノ通告モアリマセス、是デ質疑ヲ打切ルコトニ致シマス、直

チニ討論ニ入リタイト思ヒマス

○松尾委員 私ハ此有價證券引受業法案ハ

商法改正ニ伴フ結果トシテ、此業者ヲ保護

スル點カラモ、非常ニ必要ナコトデモアリ、

又今後公債、社債等ノ起債市場ヲ監督スル

トスル趣旨カラ、必要適切ナル法案ト存ジ

マスノデ、此法案ニ賛成ヲ致シマス

ス、單ナル金融機關デアリマセヌシ、又實

於ケル地位ノ重要性、並ニ新ニ監督ノ制度

ヲ設ケテ業務ノ公正ヲ圖ツテ、起債界ノ健全

ナル發達ヲセシムル意味ニ於テ、本法案ガ

提出サレタト云フ趣旨デアリマスルシ、内

容モ同様ノ理由ニ依ツテ検討シテ見マシタ

ガ、合理的なモノト思ヒマスカラ、此意味

ニ於テ贊成ノ意ヲ表シタイト思フノデアリ

マス

○北委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致シ

マシテ、本案ニ賛成致シマス

○寺島委員長 是デ討論ハ終了致シマシタ、

採決致シマス、本案ヲ可決スルニ御異議ア

リマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○寺島委員長 御異議ナシト認メマス、本

日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以

テ御通知致シマス

午後二時散會

○松尾委員臨時通貨法案外一件

委員會議錄第六回中正誤

正

頁段行
二 一 二
二 一 二
債權者
二 一 二
國際
三 三 一
於キマシテモ
社債
五 四 一
於キマシテハ
將來
六 一 一
將來
七 二 三
工場財產
八 一 一
工場財團
六 取引所ノ
取引所ノ如キ